

DISCLOSURE 2024

山形県医師信用組合の現況 2024



【山形花笠まつり】(山形市)

響き渡る「ヤッショーマカショ」の掛け声とともに、山形の花「紅花」をあしらった笠の群舞が真夏の夜を彩ります。

山形県医師信用組合

山形市松栄一丁目6番73号

TEL 023-666-5700 FAX 023-666-5701

E-mail : info@yama-ishishinkumi.co.jp

URL <https://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>

目 次

このディスクロージャー誌は、「協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条」、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第7条」、「協同組合による金融事業に関する法律（協金法）施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第17号）」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

項 目	頁	項 目	頁
当 組 合 の 概 要	1	■ 有価証券種類別・残存期間別残高	17
■ ご あ い さ つ	1	■ 有価証券等の時価情報	17
■ 当組合のあゆみ（沿革）	1	資 産 内 容 の 開 示	20
■ 事 業 方 針	1	■ 協金法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	20
■ 店 舗 一 覧	1	そ の 他 の 業 務	21
■ 主 要 な 事 業 の 内 容	1	■ 内 国 為 替	21
■ 事 業 の 組 織	2	■ 国 際 業 務	21
■ 役 員 一 覧	2	■ 証 券 業 務	21
■ 総 代 会 に つ い て	2	■ 代 理 業 務	21
■ 報 酬 体 系 に つ い て	5	経 営 管 理 体 制 等	21
■ 組 合 員 数 ・ 出 資 金 の 推 移	5	■ 法 令 遵 守 態 勢	21
事 業 の 概 況 等	6	■ リ ス ク 管 理 態 勢	21
■ 経 営 環 境 ・ 事 業 概 況	6	■ 苦情処理措置・紛争解決措置	22
■ 主 要 な 経 営 指 標 の 推 移	6	■ 反社会的勢力に対する取組み	23
■ 貸 借 対 照 表	7	■ 金 融 円 滑 化 へ の 取 組 み	24
■ 損 益 計 算 書	12	■ 経営者保証に関するガイドラインへの取組み	25
■ 剰 余 金 処 分 計 算 書	13	■ 中小企業の経営改善及び地域の活性化への取組み状況	25
■ 財務諸表の適正性・内部監査の有効性	13	■ 地 域 貢 献	25
損 益 の 状 況 ・ 経 営 諸 比 率 等	13	自己資本の充実の状況等について（定性的開示事項）	26
■ 業 務 粗 利 益	13	■ 自 己 資 本 調 達 手 段 の 概 要	26
■ 業 務 純 益	13	■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	26
■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	13	■ 信 用 リ ス ク に 関 す る 事 項	26
■ 受取利息及び支払利息の増減	13	■ 信用リスク削減手法に関する事項	26
■ 役 務 取 引 の 状 況	13	■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	26
■ そ の 他 の 業 務 損 益 の 内 訳	14	■ 証券化エクスポージャーに関する事項	26
■ 経 費 の 内 訳	14	■ オペレーション・リスクに関する事項	26
■ 預 貸 率 及 び 預 証 率	14	■ 出資等エクスポージャーに関する事項	27
■ 総 資 産 利 益 率	14	■ 金 利 リ ス ク に 関 す る 事 項	27
■ 総 資 金 利 鞘 等	14	自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）	28
■ 1店舗当たりの預金・貸出金残高	14	■ 自 己 資 本 の 構 成 に 関 す る 状 況	28
■ 職員1人当たりの預金・貸出金残高	14	■ 自己資本の充実度に関する状況	30
預 金 ・ 貸 出 金 の 状 況	15	■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	31
■ 預金種目別残高（期末残高）	15	■ 信用リスク削減手法に関する事項	33
■ 預金種目別残高（平均残高）	15	■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	33
■ 定期預金種類別残高	15	■ 証券化エクスポージャーに関する事項	33
■ 預金者別預金残高	15	■ 出資等エクスポージャーに関する事項	33
■ 貸出金科目別残高（期末残高）	15	■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	34
■ 貸出金科目別残高（平均残高）	15	■ 金 利 リ ス ク に 関 す る 事 項	34
■ 貸出金利区分別残高	15	預金商品ならびに融資商品について	35
■ 貸出金使途別残高	15		
■ 貸出金業種別残高・構成比	16		
■ 担保種類別貸出金残高・債務保証見返額	16		
■ 消費者ローン・住宅ローン残高	16		
■ 貸倒引当金の内訳	16		
■ 貸 出 金 償 却 額	16		
有 価 証 券 等 の 状 況	17		
■ 有価証券種類別残高（期末残高）	17		
■ 有価証券種類別残高（平均残高）	17		

当組合の概要

■ ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和5年度）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

わたくしは勤務医として初めて当組合の理事長に就任いたしました。山形県医師信用組合は、山形県内の医業及びこれに関連する事業を営む中小企業事業者の協同組織として、相互扶助の精神に基づく金融の仲介を通じて組合員の経済活動を促進し、以って、組合員の経済的地位の向上を図るという設立当初の经营理念に沿った営業活動を行っているほか、金融事業を通じて、山形県医師会をはじめ各郡市地区医師会、関係諸団体ならびに組合員の皆様のお役に立ち地域医療に貢献できる金融機関を目指しており、微力ながら今後ますますの発展に貢献してまいりたいと考えております。

なお、山形県医師会では、医業承継を希望する開業医と開業希望者との橋渡しをする医業承継支援事業に取り組んでおりますが、当組合としても金融面からそのサポートに取り組むほか、今後もより充実した金融サービスのご提供と経営の健全性の確保、経営基盤の強化に努めてまいりますので、引き続き一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

山形県医師信用組合
理事長 間 中 英 夫

■ 当組合のあゆみ(沿革)

昭和48年5月 山形県医師信用組合として設立、組合員数 426名、事務所 山形市香澄町二丁目9番1号
初代理事長 渡辺一男先生就任
(加盟団体) 全国信用組合中央協会、全国信用協同組合連合会
昭和52年7月 医療金融公庫(現 独立行政法人福祉医療機構)代理店の指定を受ける
平成3年7月 山形市荒楯町一丁目8番9号に事務所を移転
平成20年7月 山形市松栄一丁目6番73号(現在地)に事務所を移転
平成21年2月 信用組合共同センター(SK)加盟
全国信用組合データ通信システム・新コンピュータシステムに移行

■ 事業方針

■ 基本理念

1. 県内医療業界内の金融の円滑化に寄与する。
2. 開業医および勤務医とその家族を含めた組合員の健全な経済的地位の向上に努める。
3. 県内医療業界全体の健全な発展に貢献する。

■ 経営方針

1. 預金および貸出金の均衡ある増強を図るとともに、より高い金融機能の向上に努める。
2. 医療金融の大きな枠組みの中で、医療業界に一番身近な金融機関としての機能を果たせるように努める。
3. 協同組織金融機関として、全組合員に対する公平な運営に心掛けるとともに、堅実な経営を持続する。

■ 店舗一覧

店 名	住 所	電 話	ファクシミリ
本 店	〒990-2473 山形県山形市松栄一丁目6番73号	023-666-5700	023-666-5701

※1. 当組合は、山形県一円を営業範囲としております。

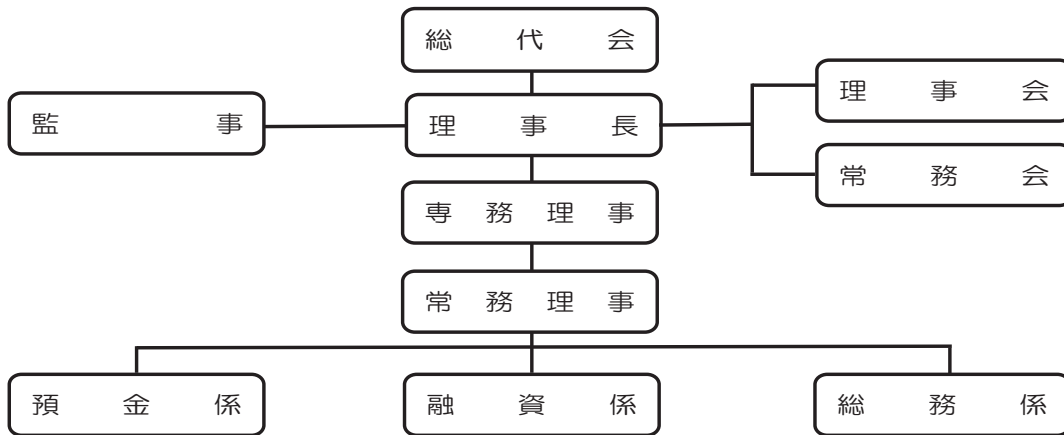
※2. 当組合では、CD・ATMを設置しておりません。

■ 主要な事業の内容

- A. 預金業務
普通預金、通知預金、定期預金、定期積金等を取り扱っております。
- B. 貸出業務
手形貸付、証書貸付を取り扱っております。
- C. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- D. 付帯業務
代理業務：独立行政法人福祉医療機構の代理貸付業務

当組合の概要

■ 事業の組織



■ 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和6年6月8日現在)

理事長／間 中 英 夫	専務理事／三 條 典 男	常務理事／青 木 隆※
理 事／粕 川 俊 彦	理 事／橋 爪 英 二	理 事／吉 岡 信 弥
理 事／神 村 裕 子	理 事／中 山 裕 一	理 事／中 井 伸 一
監 事／阿 部 正 和	監 事／石 橋 正 道	監 事／篠 原 正 夫

※マネロン・テロ資金供与対策統括管理者

◇職員出身者以外の理事の登用状況

当組合では、常務理事を除く職員出身者以外の理事8名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員意見の多面的な反映に努めております。

■ 総代会について

■ 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

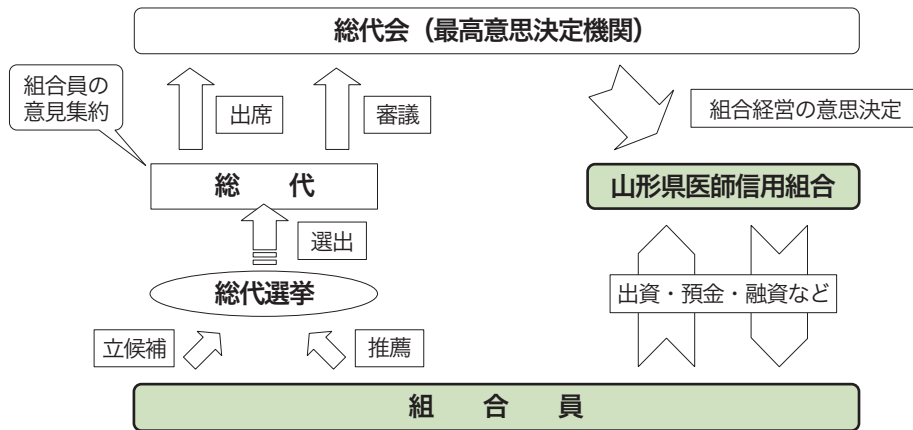
しかし、当組合は、組合員836名（令和6年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

なお、当組合では総代会に限定することなく日常の営業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

当組合の概要



■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるように、組合員の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

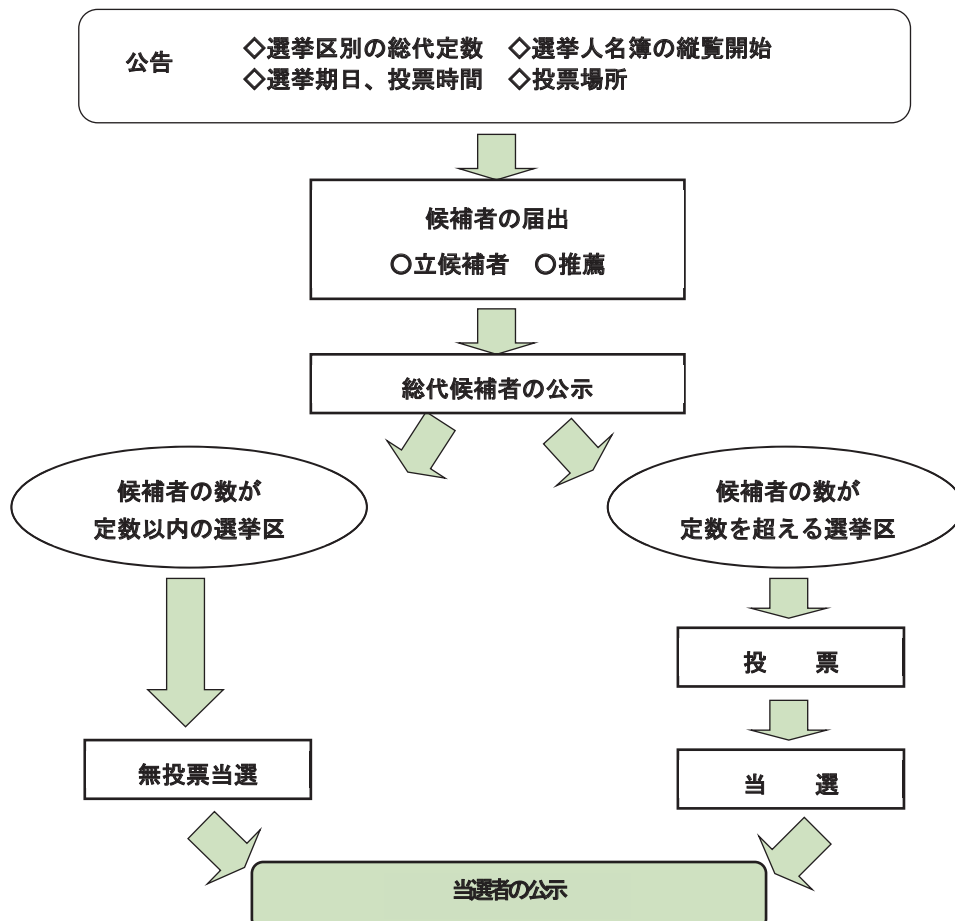
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に立候補した方もしくは選挙区内の組合員より推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平な選挙を行い選出されます。なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、投票を行わないでその候補者を当選者としております。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は2年となっております。なお、当組合では選挙区を12地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、57人以上100人以内です。選挙区別の定数は、当該選挙区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和6年3月31日現在の総組合員数は836人）。

■総代選挙までの流れ



当組合の概要

■総代の選挙区、定数、総代数、総代氏名

(令和6年4月1日現在)

選挙区	総代氏名(敬称略、順不同)
第1区山形大学医師会区 総代数1名／総代定数1名	金子 優④
第2区山形市医師会区 総代数29名／総代定数29名	朝田 徹⑥、有川 卓⑥、伊藤 眞理子①、岡部 健二⑩、小松 芳之⑦、 堺 順一②、篠原 正夫⑤、鈴木 八郎⑧、高橋 義徳②、武田 和夫◆、 橋 英忠①、大道寺 七兵衛◆、土屋 義明③、富塚 由美子④、根本 元②、 羽根田 敦◆、早坂 真喜雄⑥、林 淑子⑤、深瀬 滋⑤、古澤 信之◆、 本間 彰②、松田 剛②、門馬 節子②、矢尾板 信孝③、山口 登喜雄◆、 山口 佳子⑤、山田 修久⑧、山本 崇②、吉村 信幸④
第3区天童市東村山郡医師会区 総代数7名／総代定数7名	秋葉 太郎②、神村 匡◆、鞍掛 彰秀⑦、櫻井 秀一郎①、高橋 和晃②、 細谷 幸雄⑥、増子 邦彦⑦
第4区寒河江市西村山郡医師会区 総代数4名／総代定数4名	板坂 美代子③、鈴木 明朗⑩、鈴木 一作①、多田 清一⑦
第5区上山市医師会区 総代数4名／総代定数4名	北村 洋史①、渋谷 真一郎⑤、関根 智久⑤、山口 寿功③
第6区北村山地区医師会区 総代数5名／総代定数5名	吾妻 正章③、大沼 天①、金村 應文③、柴田 雄二⑥、高橋 則好①
第7区新庄市最上郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	杵渕 篤⑥、穀野 真一郎②、佐藤 俊浩⑤
第8区酒田地区医師会十全堂区 総代数9名／総代定数9名	阿部 正和⑥、岡田 恒弘⑥、尾形 浩⑥、酒井 朋久⑤、佐藤 顕⑨、 眞田 淳⑧、島貫 隆夫②、菅原 貴子⑤、本田 陽子③
第9区鶴岡地区医師会区 総代数10名／総代定数10名	上野 欣一◆、岡田 恒人③、齋藤 高志④、佐久間 正幸⑤、鈴木 正人④、 武田 憲夫⑤、土田 兼史⑦、中村 秀幸⑦、福原 晶子①、本田 学③、
第10区南陽市東置賜郡医師会区 総代数4名／総代定数4名	大塚 聡②、大西 正一⑧、門脇 仁③、金子 誠③
第11区長井市西置賜郡医師会区 総代数3名／総代定数3名	大森 典夫◆、桑島 一郎⑤、多田 久人⑤
第12区米沢市医師会区 総代数7名／総代定数7名	石山 清司◆、笹井 祐之①、佐野 隆一②、大道寺 浩一⑦、田中 雄二① 仁科 盛之◆、松田 和久⑤
合計	総代数 86名 / 総代定数 86名

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。
(注2) 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

■総代会の決議事項

第51期通常総代会が、令和6年6月8日（土）午後4時10分より、山形市の山形市医師会館で開催されました。当日は総代86名のうち、出席85名（うち書面議決書による出席者39名）のもと、全議案が可決・承認されました。

【決議事項】

第1号議案

第51期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案並びに附属明細書承認の件
・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

第2号議案

令和6年度事業計画・収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

第3号議案

任期満了に伴う理事及び監事全員選任の件
・満場異議なく、原案通り可決・承認されました。

第4号議案

退任役員に対する退任慰労金贈呈承認の件
・内規に基づき贈呈することが、満場異議なく、可決・承認されました。

【山形県医師信用組合 第51期通常総代会】



当組合の概要

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、非常勤を含む全理事および全監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

なお、賞与につきましては、非常勤を含む全役員に対し、支給しておりませんが、支給の要あるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退任慰労金の支払額につきましては、在任期間中の役位および在任年数に基づき支給基準が規程で定められており、支払時期および支払方法等については、総代会の決議により決定しております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬 (単位：千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	6,000

注1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は3名です（期中に退任した者を含む）。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」6,000千円、となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクイクを引き起こす報酬体系はありません。

■ 組合員数・出資金の推移

(単位：人、百万円)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	組合員数	出資金額	組合員数	出資金額
個 人	7 1 1	6 5	7 0 9	6 4
法 人	1 2 5	8	1 2 7	8
合 計	8 3 6	7 3	8 3 6	7 2

事業の概況等

■ 経営環境・事業概況

■ 金融経済環境

令和5年度のわが国経済は、物価高や海外経済の減速などの下押し要因はあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことを受けた経済正常化への動きが活発となったほか、好調なインバウンド需要にも支えられて個人消費や設備投資がともに増加基調をたどり、総じて緩やかな回復の動きとなりました。一方、金融市場では、長期金利が年度初の0.3%台から、日本銀行による二度の金融緩和政策の見直しによる11月の0.9%台への上昇とその後の一時0.5%台への低下を経て、年度末には日本銀行のマイナス金利政策の解除などを含む大規模な金融政策の修正を受けて0.7%台に再度上昇しました。

また、為替相場が米国との金利差拡大を意識した円売り・ドル買いにより期初の1ドル＝133円台から期末には1ドル＝151円台の円安となったほか、日経平均株価が東証による上場企業へのPBR改善要請や好調な企業業績を背景に期初の2万8千円台から大きく上昇して期末には4万円台の株高となるなど、変動の大きい動きが続きました。

■ 事業実績

こうした経営環境の中、当組合の期末預金残高は、組合員諸先生方ならびに各地区医師会、関連諸団体のご理解とご支援により、対前期比+2.54%、356百万円増加の14,369百万円となりました。

また、期末貸出金につきましては、県医師会会員の先生方向けの継続的な広報活動などの実施により、対前期比+0.91%、34百万円増加の3,819百万円の実績となりました。

収益面では、経常収益が、貸出金利息が期中平残の減少により対前期比1百万円減少したものの、預け金利息と有価証券利息配当金がそれぞれ対前期比1百万円、2百万円増加したことを主因として、前期比、0.9百万円の微増となりました。

一方、経常費用は、前期に計上した貸出金償却の臨時費用要因がなくなったほか、経費も横ばいだったものの、資金調達費用が預金期中平残の対前期比+6.77%、905百万円の大幅増加を受けて預金利息が増加したことなどを主因として前期比2百万円増加したほか、その他業務費用が金利上昇による金利リスク軽減のために売却した公社債投資信託の売却損28百万円の計上により前期比28百万円増加したことを主因に、前期比28百万円の増加となりました。

その結果、経常利益、税引き前当期純利益はともに前期比27百万円減少し、16百万円となりました。

なお、税引き後の当期純利益は前期比17百万円減少の12百万円となりました。

また、経営の健全性を示す自己資本比率については、利益剰余金の積上げに加えて、リスクアセットが預け金の増加分を有価証券の償還分が上回って大幅に減少したことなどを主因として、前期比0.73%上昇の13.86%となり、依然として高い水準を維持しております。

■ 事業の展望及び対処すべき課題

当組合は、有価証券利息配当金が運用収益に占める割合は6割を超えており、収益の中核を占めておりますが、日本銀行のマイナス金利政策の解除などを含む大規模な金融政策の修正を受けて長期金利が上昇に転じたことに伴い、再投資運用利回りが上昇するといったメリットの反面、債券価格が下落して推移する展開となり、保有する有価証券の評価損益にも影響が及ぶ状況となってきております。

そうした状況を踏まえ、収益の向上を図るべく、預金と貸出金ならびに有価証券とのバランスのとれた運用を基本スタンスに据えたうえで、新規組合員の開拓ならびに既往先深耕のための広報活動を継続的に実施し、特に貸出金の増加を通じた預貸率の向上と預証率の低下により徐々に市場金利の影響を低減していくとともに、引き続き伝統的な医業向けの預金・貸出金業務に特化することで、現在の厳しい収益環境下においても持続可能な経営基盤の維持に努める方針であります。

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	108,758	107,451	110,369	115,963	116,905
経 常 利 益	33,038	36,767	42,599	44,092	16,660
当 期 純 利 益	24,521	26,814	31,342	29,948	12,816
預 金 積 金 残 高	11,108,583	12,025,667	13,093,164	14,013,178	14,369,506
貸 出 金 残 高	3,741,425	3,894,555	3,982,727	3,785,146	3,819,683
有 価 証 券 残 高	6,414,503	7,183,902	7,422,124	7,752,474	7,105,434
総 資 産 額	12,472,400	15,573,878	16,914,755	15,402,191	15,519,203
純 資 産 額	1,234,208	1,233,287	1,216,671	1,129,195	1,105,285
自 己 資 本 比 率	15.81 %	13.05 %	12.13 %	13.13 %	13.86 %
出 資 総 額	75,270	76,100	73,630	73,110	72,590
出 資 総 口 数	7,527口	7,610口	7,363口	7,311口	7,259口
出資に対する配当金	3,009	3,015	3,003	2,922	2,872
職 員 数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

事業の概況等

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和4年度	令和5年度		令和4年度	令和5年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	4,970	3,330	預 金 積 金	14,013,178	14,369,506
預 け 金	3,833,295	4,559,484	当 座 預 金	—	—
買 入 手 形	—	—	普 通 預 金	359,834	335,456
コ ー ル ロ ー ン	—	—	貯 蓄 預 金	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	通 知 預 金	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	定 期 預 金	12,852,462	12,978,001
買 入 金 銭 債 権	—	—	定 期 積 金	800,761	1,055,813
金 銭 の 信 託	—	—	そ の 他 の 預 金	120	235
商 品 有 価 証 券	—	—	譲 渡 性 預 金	—	—
商 品 国 債	—	—	借 用 金	200,000	—
商 品 地 方 債	—	—	借 入 金	—	—
商 品 政 府 証 債	—	—	当 座 借 越	200,000	—
その他の商品有価証券	—	—	再 割 引 手 形	—	—
有 価 証 券	7,752,474	7,105,434	売 渡 手 形	—	—
国 債	665,370	648,440	コ ー ル マ ネ ー	—	—
地 方 債	815,200	998,499	売 現 先 勘 定	—	—
短 期 社 債	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
社 債	5,295,278	4,872,446	コマーシャル・ペーパー	—	—
株 式	434	622	外 国 為 替	—	—
そ の 他 の 証 券	976,192	585,426	外 国 他 店 預 り	—	—
貸 出 金	3,785,146	3,819,683	外 国 他 店 借	—	—
割 引 手 形	—	—	売 渡 外 国 為 替	—	—
手 形 貸 付	51,200	—	未 払 外 国 為 替	—	—
証 書 貸 付	3,733,946	3,819,683	そ の 他 負 債	27,081	20,493
当 座 貸 越	—	—	未 決 済 為 替 借	—	—
外 国 為 替	—	—	未 払 補 費 用	5,669	6,089
外 国 他 店 預 け	—	—	給 付 補 填 備 金	1,806	3,528
外 国 他 店 貸	—	—	未 払 法 人 税 等	14,963	5,635
買 入 外 国 為 替	—	—	前 受 収 益	2,230	2,324
取 立 外 国 為 替	—	—	払 戻 未 済 金	1,540	1,790
そ の 他 資 産	36,108	40,595	職 員 預 り 金	—	—
未 決 済 為 替 貸	—	—	先物取引受入証拠金	—	—
全信組連出資金	20,000	20,000	先物取引差金勘定	—	—
前 払 費 用	—	—	借 入 商 品 債 券	—	—
未 収 収 益	15,870	16,264	借 入 有 価 証 券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	売 付 商 品 債 券	—	—
先物取引差金勘定	—	—	売 付 債 券	—	—
保管有価証券等	—	—	金 融 派 生 商 品	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—	金融商品等受入担保金	—	—
金融商品等差入担保金	—	—	リ ー ス 債 務	—	—
リ ー ス 投 資 資 産	—	—	資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 資 産	238	4,330	そ の 他 の 負 債	872	1,125
有 形 固 定 資 産	1,642	1,998	賞 与 引 当 金	1,288	1,306
建 物	31	1,128	役 員 賞 与 引 当 金	—	—
土 地	—	—	退 職 給 付 引 当 金	13,473	14,041
リ ー ス 資 産	—	—	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	4,600	5,440
建 設 仮 勘 定	—	—	特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
その他の有形固定資産	1,611	870	金融商品取引責任準備金	—	—
無 形 固 定 資 産	134	134	繰 延 税 金 負 債	13,373	3,130
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	再評価に係る繰延税金負債	—	—
の れ ん	—	—	債 務 保 証	—	—
リ ー ス 資 産	—	—	負 債 の 部 合 計	14,272,995	14,413,917
その他の無形固定資産	134	134	(純 資 産 の 部)		
前 払 年 金 費 用	—	—	出 資 金	73,110	72,590
繰 延 税 金 資 産	—	—	普 通 出 資 金	73,110	72,590
再評価に係る繰延税金資産	—	—	優 先 出 資 金	—	—
債 務 保 証 見 返	—	—	優先出資申込証拠金	—	—
貸 倒 引 当 金	△11,582	△11,459	資 本 剰 余 金	—	—
(うち個別貸倒引当金)			資 本 準 備 金	—	—
			そ の 他 資 本 剰 余 金	—	—
			利 益 剰 余 金	996,159	1,006,052
			利 益 準 備 金	84,661	73,110
			そ の 他 利 益 剰 余 金	911,497	932,942
			特 別 積 立 金	872,159	910,159
			(うち目的積立金)	—	—
			当 期 未 処 分 剰 余 金	39,338	22,783
			自 己 優 先 出 資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			組 合 員 勘 定 合 計	1,069,269	1,078,642
			その他有価証券評価差額金	59,926	26,642
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
			土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
			評価・換算差額等合計	59,926	26,642
			純 資 産 の 部 合 計	1,129,195	1,105,285
資 産 の 部 合 計	15,402,191	15,519,203	負債及び純資産の部合計	15,402,191	15,519,203

事業の概況等

■貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法（または部分純資産直入法）により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年	その他	5年～20年
-----	-----	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率が税法基準の法定繰入率を下回るため、税法基準の法定繰入率に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	10 百万円
危険債権額	－ 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	40 百万円
合計額	51 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

事業の概況等

12. 有形固定資産の減価償却累計額 8百万円
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 10百万円
14. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|------|
| 担保に供している資産 | 預け金 | 一百万円 |
| | 有価証券 | 一百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 一百万円 |
15. 出資1口当たりの純資産額は152,264円13銭です。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券であり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理態勢

①信用リスクの管理

当組合は、「クレジットポリシー」及び信用リスク関連諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの与信管理は、融資担当部署により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、資産及び負債の総合的管理（ALM）によって金利変動リスクを管理しております。

「市場リスク管理規程」及び市場リスク関連諸規程にリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

具体的には、業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、時価評価や金利感応度分析等によりモニタリングを行

い、定期的に常務会、理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合では、為替取引は行っておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

当組合では、有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク関連諸規程に従い行われております。

また、市場運用商品の購入に際しては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

なお、当組合で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、業務部を通じ、常務会、理事会に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

当組合では、デリバティブ取引は行っておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に使用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けるとともに、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、規定された金利変動幅を用いて算出しております。なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、日本円金利に1.00%の上方パラレルシフト（指標金利の上昇）が生じた場合、経済価値は384百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

事業の概況等

③流動性リスクの管理

当組合は、資産及び負債の総合的管理（ALM）を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(※1)	4,559	4,561	1
(2) 有価証券	7,105	7,105	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他の有価証券	7,105	7,105	—
(3) 貸出金(※1)	3,819	3,865	45
貸倒引当金(※2)	△11	△11	—
	3,808	(※2) 3,853	45
金融資産計	15,473	15,520	47
(1) 預金積金(※1)	14,369	14,361	△7
金融負債計	14,369	14,361	△7

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法

◇金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価と帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。なお、自組合保証付私募債は保有しておりません。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権等、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額

◇金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払価額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率（または市場金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	0
組合出資金(※2)	20
合 計	20

(※1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

事業の概況等

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、21まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
 (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	0	0	0
債券	3,609	3,492	116
国債	648	596	52
地方債	825	800	24
短期社債	—	—	—
社債	2,136	2,096	39
その他	100	100	0
小計	3,711	3,593	117

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	—	—	—
債券	2,909	2,977	△67
国債	—	—	—
地方債	173	178	△5
短期社債	—	—	—
社債	2,736	2,798	△62
その他	484	500	△15
小計	3,394	3,477	△82
合計	7,105	7,070	34

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
200百万円	－百万円	28百万円

21. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	502	1,519	3,552	562
国債	—	107	540	—
地方債	—	207	717	73
短期社債	—	—	—	—
社債	502	1,205	2,294	488
その他	—	99	391	94
合計	502	1,618	3,944	656

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	0 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	—
賞与引当金	0
退職給付引当金損金算入限度額超過額	3
役員退職慰労引当金	1
その他	—
繰延税金資産合計	5

繰延税金負債	
その他有価証券評価差益	8 百万円
繰延税金負債合計	8

繰延税金負債の純額	3 百万円
-----------	-------

事業の概況等

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	115,963	116,905	その他業務費用	—	28,767
資金運用収益	112,864	114,254	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	35,970	34,306	商品有価証券売買損	—	—
預け金利息	2,346	3,353	国債等債券売却損	—	28,760
買入手形利息	—	—	国債等債券償還損	—	7
コールローン利息	—	—	国債等債券償却	—	—
買現先利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—	その他の業務費用	—	—
有価証券利息配当金	73,113	75,193	経 費	50,501	50,853
金利スワップ受入利息	—	—	人 件 費	28,543	28,698
その他の受入利息	1,433	1,400	物 件 費	21,776	22,027
役務取引等収益	—	—	税 金	181	127
受入為替手数料	—	—	その他経常費用	4,336	9
その他の役務収益	—	—	貸倒引当金繰入額	—	—
その他業務収益	2,255	2,527	貸出金償却	3,922	—
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	—	—
商品有価証券売買益	—	—	株式等償却	413	—
国債等債券売却益	—	—	金銭の信託運用損	—	—
国債等債券償還益	—	15	その他資産償却	—	—
金融派生商品収益	—	—	その他の経常費用	—	9
その他の業務収益	2,255	2,511	経 常 利 益	44,092	16,660
その他経常収益	843	123	特 別 利 益	—	—
貸倒引当金戻入益	843	123	固定資産処分益	—	—
償却債権取立益	—	0	負ののれん発生益	—	—
株式等売却益	—	—	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
金銭の信託運用益	—	—	その他の特別利益	—	—
その他の経常収益	—	—	特 別 損 失	0	—
経 常 費 用	71,871	100,244	固定資産処分損	0	—
資金調達費用	10,459	13,343	減 損 損 失	—	—
預金利息	9,968	11,545	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
給付補填備金繰入額	1,323	1,855	その他の特別損失	—	—
譲渡性預金利息	—	—	税 引 前 当 期 純 利 益	44,092	16,660
借用金利息	△831	△57	法人税、住民税及び事業税	13,512	3,692
売渡手形利息	—	—	法 人 税 等 調 整 額	631	152
コールマネー利息	—	—	法 人 税 等 合 計	14,143	3,844
売現先利息	—	—	当 期 純 利 益	29,948	12,816
債券貸借取引支払利息	—	—	繰越金（当期首残高）	9,389	9,967
コマーシャル・ペーパー利息	—	—	特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
金利スワップ支払利息	—	—	当 期 未 処 分 剰 余 金	39,338	22,783
その他の支払利息	—	—			
役務取引等費用	6,573	7,271			
支払為替手数料	610	613			
その他の役務費用	5,963	6,658			

(注1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

(注2) 出資金1口当たりの当期純利益 1,765円53銭

事業の概況等

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	39,338	22,783
積立金取崩額	11,551	-
剰余金処分類	50,889	22,783
利益準備金	-	-
普通出資配当金	2,922	2,872
(配当率)	(年4%の割合)	(年4%の割合)
(うち記念配当率)	-	-
特別積立金	38,000	10,000
繰越金(当期末残高)	9,967	9,911

(注) 当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当していないので、法定監査は実施しておりません。

■ 財務諸表の適正性・内部監査の有効性

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第51期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月10日

山形県医師信用組合

理事長 間中 英夫

損益の状況・経営諸比率等

■ 業務粗利益

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	112,864	114,254
資金調達費用	10,459	13,343
資金運用収支	102,404	100,911
役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	6,573	7,271
役務取引等収支	△6,573	△7,271
その他業務収益	2,255	2,527
その他業務費用	-	28,767
その他業務収支	2,255	△26,239
業務粗利益	98,086	67,400
業務粗利益率	0.64%	0.43%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定計平均残高×100

■ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回・%)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利回	平均残高	利 息	利回
資金運用勘定	15,153	112,864	0.74	15,390	114,254	0.74
うち貸出金	3,930	35,970	0.91	3,767	34,306	0.91
うち預け金	3,816	2,346	0.06	4,143	3,353	0.08
うち有価証券	7,386	73,113	0.98	7,458	75,193	1.00
資金調達勘定	14,077	10,459	0.07	14,309	13,343	0.09
うち預金積金	13,364	11,291	0.08	14,269	13,400	0.09
うち借入金	713	△831	△0.11	39	△57	△0.14

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	4,001	1,389
支払利息の増減	3,191	2,883

■ 業務純益

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
業務純益	48,265	17,386
実質業務純益	48,265	17,386
コア業務純益	48,265	46,138
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	48,265	46,138

■ 役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	-	-
受入為替手数料	-	-
その他の受入手数料	-	-
その他の役務取引等収益	-	-
役務取引等費用	6,573	7,271
支払為替手数料	610	613
その他の支払手数料	7	540
その他の役務取引等費用	5,955	6,117

損益の状況・経営諸比率等

その他の業務損益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
そ の 他 業 務 収 益	2,255	2,527
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	15
その他の業務収益	2,255	2,511
そ の 他 業 務 費 用	-	28,767
国債等債券売却損	-	28,760
国債等債券償還損	-	7
その他の業務費用	-	-

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	28,543	28,698
報酬給料手当	24,039	24,066
退職給付費用	444	568
その他	4,059	4,064
物 件 費	21,776	22,027
事 務 費	12,892	12,997
固定資産費	3,408	3,101
事 業 費	2,297	2,955
人事厚生費	473	299
減価償却費	966	791
そ の 他	1,737	1,883
税 金	181	127
経 費 合 計	50,501	50,853

預貸率及び預証率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
預 貸 率	期 末	27.01
	期中平均	26.58
預 証 率	期 末	29.41
	期中平均	26.40
預 証 率	期 末	55.32
	期中平均	49.44
預 証 率	期中平均	55.27
	期中平均	52.27

(注1) 預貸率＝貸出金÷(預金積金＋譲渡性預金)×100

(注2) 預証率＝有価証券÷(預金積金＋譲渡性預金)×100

総資産利益率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.29	0.10
総資産当期純利益率	0.19	0.08

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

(注2) 総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回(A)	0.74	0.74
資金調達原価率(B)	0.42	0.44
総資金利鞘(A)-(B)	0.32	0.30

(注1) 資金運用利回＝資金運用収益÷資金運用勘定計平均残高×100

(注2) 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費)÷資金調達勘定計平均残高×100

1店舗当たりの預金・貸出金残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
1店舗当たりの預金残高	14,013,178	14,369,506
1店舗当たりの貸出金残高	3,785,146	3,819,683

職員1人当たりの預金・貸出金残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
職員1人当たりの預金残高	3,503,294	3,592,376
職員1人当たりの貸出金残高	946,286	954,920

預金・貸出金の状況

■ 預金種目別残高(期末残高)

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	359,954	2.6	335,692	2.3
定期性預金	13,653,223	97.4	14,033,814	97.7
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	14,013,178	100.0	14,369,506	100.0

■ 貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	51,200	1.4	-	-
証書貸付	3,733,946	98.6	3,819,683	100.0
当座貸越	-	-	-	-
合 計	3,785,146	100.0	3,819,683	100.0

■ 預金種目別残高(平均残高)

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	386,107	2.9	394,698	2.8
定期性預金	12,978,011	97.1	13,874,776	97.2
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	13,364,119	100.0	14,269,475	100.0

■ 貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	-	-	-	-
手形貸付	44,229	1.1	8,349	0.2
証書貸付	3,886,166	98.9	3,759,522	99.8
当座貸越	-	-	-	-
合 計	3,930,396	100.0	3,767,871	100.0

■ 定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
固定金利定期預金	12,852,462	12,978,001
変動金利定期預金	-	-
その他の預金	-	-
合 計	12,852,462	12,978,001

■ 貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
固定金利貸出	1,283,304	1,523,234
変動金利貸出	2,501,842	2,296,449
合 計	3,785,146	3,819,683

■ 預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	9,925,853	70.8	10,031,720	69.8
法 人	4,072,032	29.1	4,322,741	30.1
一般法人	3,518,645	25.1	3,719,372	25.9
非課税法人	553,387	3.9	603,368	4.2
金融機関	-	-	-	-
公 金	-	-	-	-
任意団体	15,292	0.1	15,044	0.1
合 計	14,013,178	100.0	14,369,506	100.0

■ 貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	1,248,379	33.0	1,140,091	29.8
設備資金	2,536,767	67.0	2,679,592	70.2
合 計	3,785,146	100.0	3,819,683	100.0

預金・貸出金の状況

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-
不 動 産 業	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-
飲 食 業	-	-	-	-
生活関連サービス業・娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医 療、福 祉	1,622,278	42.9	1,730,822	45.3
その他のサービス	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	42,000	1.1	39,000	1.0
小 計	1,664,278	44.0	1,769,822	46.3
国・地方公共団体	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,120,867	56.0	2,049,861	53.6
合 計	3,785,146	100.0	3,819,683	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	493,722	24.9	532,090	27.0
住宅ローン	1,490,210	75.1	1,438,858	73.0
合 計	1,983,932	100.0	1,970,949	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計	一般貸倒引当金	個別貸倒引当金	合 計
期 首 残 高	12,426	-	12,426	11,582	-	11,582
当期増加額	11,582	-	11,582	11,459	-	11,459
当期減少額	12,426	-	12,426	11,582	-	11,582
うち目的使用	-	-	-	-	-	-
うちその他	12,426	-	12,426	11,582	-	11,582
期 末 残 高	11,582	-	11,582	11,459	-	11,459

担保種類別貸出金残高・債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸出金額	構成比	貸出金額	構成比
当組合預金積金	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	2,303,657	60.9	2,534,910	66.4
そ の 他	-	-	-	-
小 計	2,303,657	60.9	2,534,910	66.4
信用保証協会・信用保険	65,000	1.7	52,436	1.4
保 証	1,309,088	34.6	1,158,907	30.3
信 用	107,400	2.8	73,429	1.9
合 計	3,785,146	100.0	3,819,683	100.0

(注) 債務保証見返額は該当ありません。

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	3,922	-

有価証券等の状況

有価証券種類別残高(期末残高)

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	665,370	8.6	648,440	9.1
地 方 債	815,200	10.5	998,499	14.1
短期社債	-	-	-	-
社 債	5,295,278	68.3	4,872,446	68.6
株 式	434	0.0	622	0.0
外国証券	791,342	10.2	585,426	8.2
その他の証券	184,850	2.4	-	-
合 計	7,752,474	100.0	7,105,434	100.0

(注) 当組合では、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残高(平均残高)

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	595,700	8.1	596,096	8.0
地 方 債	831,458	11.3	912,039	12.2
短期社債	-	-	-	-
社 債	5,099,601	69.0	5,156,768	69.1
株 式	847	0.0	435	0.0
外国証券	659,154	8.9	688,484	9.2
その他の証券	199,958	2.7	104,918	1.4
合 計	7,386,720	100.0	7,458,743	100.0

有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	令和4年度	-	-	-	223,170	442,200	-	-	665,370
	令和5年度	-	-	107,570	326,840	214,030	-	-	648,440
地 方 債	令和4年度	-	-	-	418,730	316,820	79,650	-	815,200
	令和5年度	-	-	207,160	409,360	308,150	73,829	-	998,499
短期社債	令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	令和4年度	701,964	1,010,713	504,050	622,130	1,382,460	697,350	376,610	5,295,278
	令和5年度	502,010	706,296	498,750	1,204,340	1,090,010	488,320	382,720	4,872,446
株 式	令和4年度	-	-	-	-	-	-	434	434
	令和5年度	-	-	-	-	-	-	622	622
外国証券	令和4年度	199,494	-	98,304	-	398,691	94,853	-	791,342
	令和5年度	-	-	99,093	98,712	292,840	94,781	-	585,426
その他の証券	令和4年度	-	-	93,150	91,700	-	-	-	184,850
	令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	令和4年度	901,458	1,010,713	695,504	1,355,730	2,540,171	871,853	377,044	7,752,474
	令和5年度	502,010	706,296	912,573	2,039,252	1,905,030	656,930	383,342	7,105,434

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

有価証券等の時価情報

(1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

有価証券等の状況

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-

(注1) 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券であります。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項ありません

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価 (償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	0	0	0
	債 券	4,160	3,992	168	3,609	3,492	116
	国 債	665	595	69	648	596	52
	地 方 債	735	700	34	825	800	24
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	2,759	2,695	64	2,136	2,096	39
	そ の 他	102	100	2	100	100	0
	小 計	4,263	4,092	171	3,711	3,593	117
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	0	0	0	-	-	-
	債 券	2,615	2,681	△65	2,909	2,977	△67
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	79	81	△2	173	178	△5
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	2,535	2,599	△63	2,736	2,798	△62
	そ の 他	873	900	△26	484	500	△15
	小 計	3,488	3,581	△92	3,394	3,477	△82
合 計		7,752	7,673	78	7,105	7,070	34

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。

(注3) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託であります。

(注4) 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

有価証券等の状況

(5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	0	0
全信組連出資金	20	20
合 計	20	20

(注1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(6) 金銭の信託

該当事項ありません

(7) デリバティブ取引

該当事項ありません

資産内容の開示

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / (A)	引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	10	10	-	100.0	-
危 険 債 権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
要 管 理 債 権	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	令和4年度	-	-	-	-
		令和5年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	令和4年度	41	0	0.30	0.30
		令和5年度	40	36	89.50	2.77
小 計	令和4年度	41	-	0	0.30	0.30
	令和5年度	51	46	0	91.61	2.77
正 常 債 権	令和4年度	3,743				
	令和5年度	3,768				
合 計	令和4年度	3,785				
	令和5年度	3,819				

- (注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（注1に掲げるものを除く。）です。
- (注3) 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- (注4) 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものをく。）です。
- (注5) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2及び注4に掲げるものを除く。）です。
- (注6) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（注1、注2及び注3に掲げるものを除く。）です。
- (注7) 「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- (注8) 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- (注9) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。
- (注10) 金額は決算後（償却後）の計数です。

その他の業務

■ その他の業務

■内国為替

◇内国為替取扱実績

該当事項ありません

■証券業務

◇公共債引受額

該当事項ありません

■国際業務

◇外国為替取扱高

該当事項ありません

◇公共債窓販実績

該当事項ありません

◇外貨建資産残高

該当事項ありません

■代理業務

◇代理貸付残高

該当事項ありません

経営管理体制等

■ 法令遵守態勢

(1) 基本方針

当組合は、医業における協同組織金融機関として、医師、医療機関及び組合員の先生方への金融業務を通じた地域医療の整備促進並びに組合員の皆様の生活向上に貢献することを基本理念としております。そのため、お客様や地域社会から疑惑や不信を招くような行為を防止することはもちろんのこと、真に信頼される金融機関をめざして、役職員一同法令遵守の意識を徹底し、公共的使命と社会的責任を常に自覚しながら日々健全な業務遂行に努めております。

(2) 運営体制

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、理事会および常務会において行動綱領のほか法令遵守関連諸規程を整備して役職員の法令遵守意識の醸成や啓蒙を図るなど、一人ひとりがより高い倫理観を持って日々の業務運営に努める体制を構築しております。また、反社会的勢力との関係を遮断するために、反社会的勢力に対する基本方針のほか関連諸規程を整備し、反社会的勢力との取引を排除する体制の強化にも努めており、適宜・適切に運営管理の改善や不正防止に努めております。

■ リスク管理態勢

(1) リスク管理方針

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営体力や自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行って、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

(2) 運営体制

当組合では、理事会および常務会においてリスク管理に関するモニタリング等を行うとともに、適切な改善指示を行って、リスク管理の向上に努めております。

■ 苦情処理措置・紛争解決措置

■ 苦情処理措置・紛争解決措置方針

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR 制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の苦情等受付窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係各部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の金融機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、顧客サポート等管理責任者が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

■ 苦情等お問い合わせ窓口

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

＜当組合へのお申し出先＞

山形県医師信用組合

住 所：990-2473 山形県山形市松栄1丁目6番73号
電話番号：023-6666-5700
受 付 日：月曜から金曜（祝日及び当組合の休業日を除く）
受付時間：午前9：00～午後5：00

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。（詳しくは、当組合にご相談ください。）

しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）

住 所：104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号：03-3567-2456
受 付 日：月曜から金曜（祝日及び協会の休業日を除く）
受付時間：午前9：00～午後5：00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

なお、仙台弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する以下の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様から直接仲裁センター等へお申し出いただくことも可能です。

名 称	仙台弁護士会紛争解決支援センター	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	022-2223-1005	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 10：00～16：00	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～15：00	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 10：00～12：00、13：00～16：00	月曜～金曜（除：祝日、年末年始） 9：30～12：00、13：00～17：00

経営管理体制等

■注記事項

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

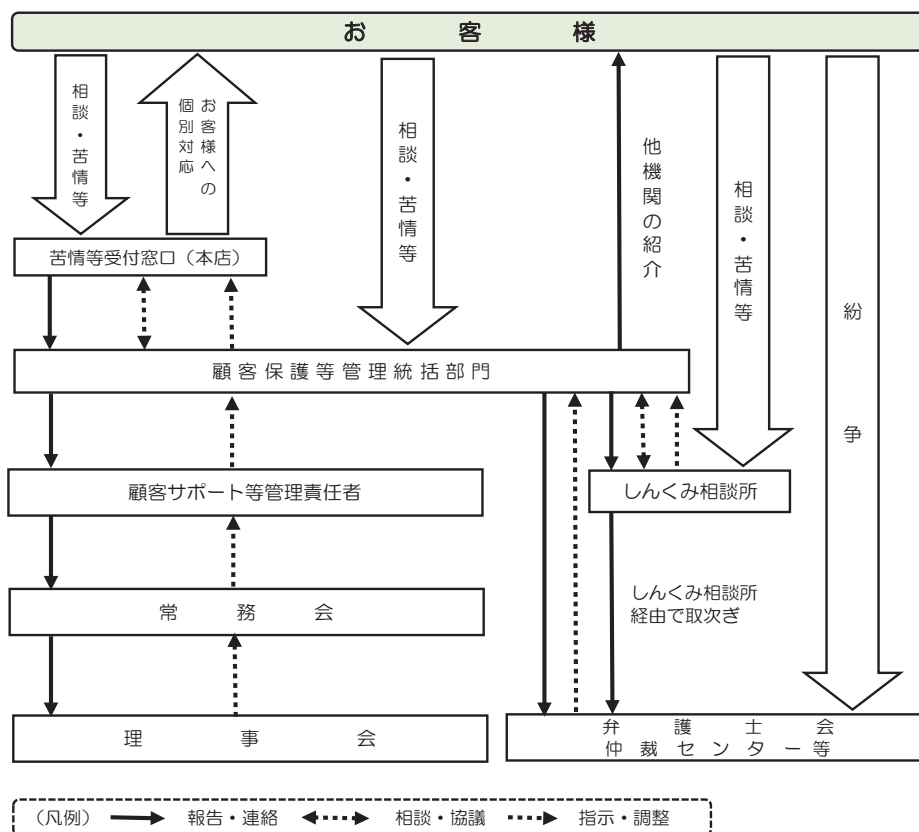
仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停…東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停…東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

■当組合の苦情受付・対応体制



■反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関、関係機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関、および業域金融機関として県医師会、各郡市地区医師会と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、地域信用組合としての社会的責任を強く認識し、コンプライアンスを徹底するために組織として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で臨みます。

5. 資金提供、不適切・異例取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があろうと、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、または不適切かつ異例な取引および便宜の供与等は決して行いません。

■ 金融円滑化への取組み

平成21年12月4日に施行されました、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)は平成25年3月で終了いたしました。当組合は、この法律の終了後も、当組合で定めた以下の「**金融円滑化管理方針**」に則り、従来と同様の対応を継続してお客様の経営支援に努めております。

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理のもと、適切かつ節度あるリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持および業務の健全性ならびに適切性を確保することを目的とします。

2. 当組合の金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会、常務会の役割・責任

- ① 理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括し、金融円滑化管理に係る基本事項および必要事項を組合内に周知します。
- ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。
- ③ 常務会は、金融円滑化に向けた当組合の対応状況の把握や管理態勢の整備に努めるとともに、理事会の補助的役割を果たします。
- ④ 金融円滑化管理担当理事は、常務理事が務めることとし、理事会の決議に基づき、金融円滑化管理責任者として金融円滑化管理態勢の整備および充実ならびに強化にあたります。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

- ① 当組合における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有します。
- ② 金融円滑化管理規程および金融円滑化マニュアル等の策定・見直しなど金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案します。
- ③ 研修等により金融円滑化管理の重要性および遵守すべき法令、内部規程等を役職員に周知します。
- ④ 法令に基づく金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示および監督当局に対する報告書類について管理します。

(3) 金融円滑化管理統括部門の役割・責任

- ① 金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたります。
- ② 金融円滑化管理のため、役職員に対して必要な情報収集を行わせるとともに、必要な指示を行います。
- ③ 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」といいます。）に対する検討・審査および回答について、速やかな対応に努めます。
- ④ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理します。
- ⑤ 法令等に基づく金融円滑化管理状況に関する説明書類および報告書類を作成し、保存・管理します。
- ⑥ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理責任者へ報告します。

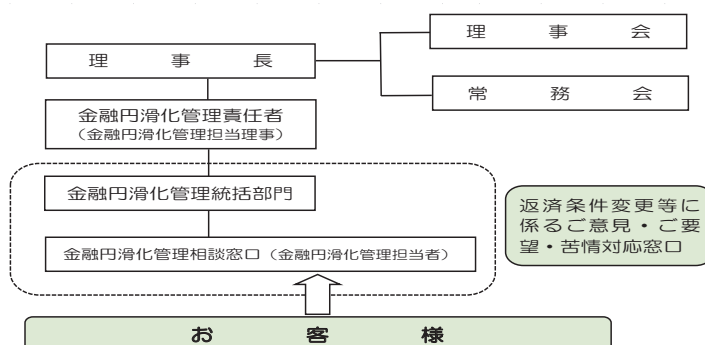
(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

- ① 金融円滑化管理統括部門と連携し、金融円滑化管理態勢の整備および推進に努めます。
- ② 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

(5) 金融円滑化に関する相談窓口の設置

- ① 金融円滑化に関する相談等窓口を設置します。
- ② 金融円滑化に関する相談窓口の担当者は、金融円滑化担当者があたり、金融円滑化に関する相談管理簿に、顧客からの相談等の内容を記録し、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

■ 金融円滑化管理態勢に係る組織体制



経営管理体制等

■ 経営者保証に関するガイドラインへの取り組み

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、「**経営者保証に関するガイドラインへの取組方針**」を定めて、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。 (<https://www.yama-ishishinkumi.co.jp/policies05.html>)

■ 中小企業の経営改善及び地域の活性化への取り組み状況

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針ならびに態勢整備の状況

「金融円滑化への取組み」の項をご参照ください。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

(創業・新規事業開拓の支援、成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換等の支援)

当組合では、医療機関(病医院)の開業準備、創業期、成長期、成熟期、承継期といったステージに応じた多様な資金ニーズにお応えできる商品のご提供に努めているほか、融資審査にあたっても、診療科目や診療圏の特性を参考に迅速かつ柔軟な対応を図るなど、医療業界の専門金融機関として、継続して金融サービスの向上に努めております。

■ 地域の活性化に関する取組状況

該当事項ありません

■ 地域貢献

■ 地域に貢献する経営姿勢

医業界における業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通して、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

■ 融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設の新規開設や医療施設の増改築、或いは医療機器をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に向けた取組みを支援するため、融資業務を積極的に推進してまいります。

自己資本の充実の状況等について（定性的開示事項）

■自己資本調達手段の概要

発行主体	山形県医師信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	72百万円

(注) 当組合の自己資本は、上記出資金のほか利益剰余金で構成されています。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させてきており、経営の健全性・安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策につきましては、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

■信用リスクに関する事項

(1) リスクの説明

信用リスクとは、取引先の財政状況の悪化等により、当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

(2) 管理態勢

信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、安全性、成長性、公共性、収益性、流動性の5原則に従い厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や指針等を明示した「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

(3) 評価・計測

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先管理や与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別管理などにより分析・管理しております。また、信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会等に報告し適切に対応する態勢を整備しております。

なお、信用リスク・アセットの算出方法は、標準的手法を採用しております。

(4) 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算しております。自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権並びに要管理先債権については、貸倒実績率又は税法基準に則り計算した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額を控除した債権額に相当する額をそれぞれ個別貸倒引当金として計上しております。

(5) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関で、すべて有価証券のみに採用しております。また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないよう融資の取り上げ姿勢には留意しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証の必要性が生じた場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご約定いただくなど適切な取扱いに努めております。また、当組合が扱う担保には、当組合の預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には人的保証等があります。その手続については、「貸出細則」や「自己査定基準」等を定め、適切な事務取扱いと適正な評価・管理に努めております。なお、自己資本比率の算出方法を定めた告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合の預金積金が該当します。また、手形貸付、証書貸付取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲内において預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証等の約定により適切な取扱いを行っております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスクの説明

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと又は外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスクをいいます。

(2) 管理態勢

当組合では、事務リスク管理規程ならびにシステムリスク管理規程等を定め、組織体制や管理の仕組みを整備しております。また、必要に応じて常務会、理事会等に報告し適切に対応する態勢を整え、リスクの未然防止や極小化に努めております。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

自己資本の充実の状況等について（定性的開示事項）

■出資等エクスポージャーに関する事項

(1) リスクの説明

出資等エクスポージャーに関するリスクとは、出資先等の財務状況の悪化等により当組合の資産価値が減少又は消失し、損失を被るリスクをいいます。

(2) 管理態勢

当組合の出資等エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の業務運営上の必要性に基づくもので、上部団体や親密金融機関に対する出資金及び株式であります。これらの出資等エクスポージャーへの投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、当組合が定める余資運用基準に基づき適正な運用及び管理を行い、必要に応じて常務会、理事会に諮るなどして、適切なリスク管理に努めております。

(3) 評価・計測

財務諸表やディスクロージャー誌等を基に出資先の経営状況、財務状況等を把握し、適切なリスク管理に努めております。

■金利リスクに関する事項

(1) リスクの説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に影響を及ぼすリスクを言います。

(2) 管理態勢

具体的には、四半期毎に、運用・調達の銀行勘定を各期間帯に振り分け一定の金利ショックを負荷した場合のリスク量を計測してリスクの現状を把握するとともに、経営陣に報告を行っております。また、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努め、将来の金利変動リスクに備えたリスク管理を厳格に行い、経営の健全化に取り組んでおります。

(3) 評価・計測

定期的に以下の金利リスクの算定手法に基づき計測、評価を行い、必要に応じて対策を講ずる態勢としております。

(4) 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の算定方法の概要

① 金利リスク計測方法

- ・ Δ EVE（Economic Value Equity）
（経済価値ベースの金利リスク指標）
再評価法またはG P S 法
- ・ Δ NII（Net Interest Income）
（収益ベースの金利リスク指標）
金利ショックが、基準日から12ヶ月間の純金利収入に与える影響額を計測

② 金利リスク計測の頻度

四半期毎

③ 計測対象金利感応資産・負債

「預け金」、「有価証券」のうち債券ならびに公社債を運用対象とする投資信託、「貸出金」、「預金積金」及び「借用金」

④ 金利ショックに関する説明

『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを使用

⑤ Δ EVE、 Δ NIIの集計方法

Δ EVE、 Δ NIIが正となる通貨のみを単純合算（ただし、日本円以外該当対象通貨はなし）

⑥ Δ EVE、 Δ NII計測に使用する割引金利に与える金利ショック幅

リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ

⑦ Δ EVE、 Δ NIIにおけるコア預金の取り扱い

- ・ コア預金の考慮
考慮せず
- ・ 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
0.000年
- ・ 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
0.000年

⑧ Δ EVE、 Δ NIIにおける固定金利貸出の期限前返済の考慮

保守的な前提の反映により考慮

⑨ Δ EVE、 Δ NIIにおける定期預金の早期解約の考慮

保守的な前提の反映により考慮

⑩ Δ EVE、 Δ NIIにおける固定金利コミットメントラインの考慮

該当対象商品無し

⑪ 内部モデルの使用等、 Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当無し

⑫ 内部管理上使用している他の金利リスク算定手法

- ・ Δ EVE、 Δ NII以外に、金利リスクの算定手法として分散共分散法によるVaR（バリュー・アット・リスク）を使用し、月次で計測・管理
- ・ VaRの算出にあたっては、観測期間5年、信頼区間99%、保有期間3ヶ月として計測

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■自己資本の構成に関する状況

（単位：千円）

項 目	令和4年度	令和5年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 （ １ ）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	1,066,346	1,075,770
うち、出資金及び剰余金の額	73,110	72,590
うち、利益剰余金の額	996,159	1,006,052
うち、外部流出予定額（△）	2,922	2,872
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11,582	11,459
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11,582	11,459
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	1,077,929	1,087,229
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 （ ２ ）		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	134	134
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	134	134
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適 格 引 当 金 不 足 額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前 払 年 金 費 用 の 額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特 定 項 目 に 係 る 10% 基 準 超 過 額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特 定 項 目 に 係 る 15% 基 準 超 過 額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	134	134
自 己 資 本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,077,794	1,087,094

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

項 目	令和4年度	令和5年度
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 （ 3 ）		
信用リスク・アセットの額の合計額	8,027,283	7,658,659
資産(オン・バランス)項目	8,006,741	7,658,659
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス取引等項目	20,542	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	179,513	182,250
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 （二）	8,206,797	7,840,909
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	13.13%	13.86%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示22号）」に係る算式に基づき算出しております。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■自己資本の充実度に関する状況

（単位：百万円）

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット及び所要自己資本の額合計	8,027	321	7,658	306
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	8,027	321	7,658	306
(i) ソブリン向け	80	3	80	3
(ii) 金融機関向け	867	34	1,012	40
(iii) 法人等向け	2,394	95	1,969	78
(iv) 中小企業等・個人向け	284	11	272	10
(v) 抵当権付住宅ローン	158	6	189	7
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等エクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,754	70	1,754	70
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	20	0	20	0
(xi) その他	2,466	98	2,359	94
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	179	7	182	7
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	8,206	328	7,840	313

（注1）所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

（注2）「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

（注3）「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

（注4）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

（注5）「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

（注6）オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しております。

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（注7）単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デ リ バ テ ィ ッ プ 取 引		三月以上延滞エクスポージャー	
	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度
国 内	15,631	15,489	4,087	3,819	7,473	7,070	-	-	-	-
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	15,631	15,489	4,087	3,819	7,473	7,070	-	-	-	-
製 造 業	400	200	-	-	400	200	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	95	195	-	-	95	195	-	-	-	-
情 報 通 信 業	400	300	-	-	400	300	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	802	601	-	-	800	600	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	300	300	-	-	300	300	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	6,340	6,765	302	-	2,199	2,199	-	-	-	-
不 動 産 業	1,001	801	-	-	1,000	800	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	1,622	1,730	1,622	1,730	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	42	39	42	39	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	2,283	2,480	-	-	2,277	2,474	-	-	-	-
個 人	2,120	2,049	2,120	2,049	-	-	-	-	-	-
そ の 他	220	23	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	15,631	15,489	4,087	3,819	7,473	7,070	-	-	-	-
1 年 以 下	4,623	5,101	390	42	899	500	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	1,744	969	244	268	1,000	700	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	1,015	1,292	414	393	600	898	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	1,722	2,430	522	434	1,199	1,995	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	3,146	2,653	654	756	2,492	1,896	-	-	-	-
10 年 超	2,741	2,602	1,860	1,924	881	677	-	-	-	-
期 間 の 定 め な い も の	420	420	-	-	400	400	-	-	-	-
そ の 他	216	19	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	15,631	15,489	4,087	3,819	7,473	7,070	-	-	-	-

（注１）「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

（注２）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

（注３）「その他」とは、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーのことです。

（注４）CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

（注５）業種別区分は日本標準産業分類の大大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

項 目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和4年度	12	11	-	12	11
	令和5年度	11	11	-	11	11
個 別 貸 倒 引 当 金	令和4年度	-	-	-	-	-
	令和5年度	-	-	-	-	-
合 計	令和4年度	12	11	-	12	11
	令和5年度	11	11	-	11	11

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
					目 的 使 用		そ の 他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
医 療 、 福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-

（注1）当組合は、山形県内に限定した事業活動を行っており、かつ、貸倒引当金の対象となる貸出金に係るエクスポージャーは国内に限定されているので、「地域別」の区分は省略しております。

（注2）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	-	1,753	-	1,736
1 0 %	-	800	-	800
2 0 %	3,551	1,587	4,019	1,843
3 5 %	-	453	-	542
5 0 %	3,300	-	2,599	-
7 5 %	-	379	-	363
1 0 0 %	200	2,898	-	2,875
1 5 0 %	-	-	-	-
2 5 0 %	-	707	-	706
1,250%	-	-	-	-
合 計	7,052	8,579	6,619	8,869

（注1）格付は、適格格付機関が付与しているものに限りします。

（注2）エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

（注3）コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

■信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ		信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			302	－	100	100	－	－
	①ソ ブ リ ン 向 け	－	－	100	100	－	－	
	②金 融 機 関 向 け	302	－	－	－	－	－	
	③法 人 等 向 け	－	－	－	－	－	－	
	④中小企業等・個人向け	－	－	－	－	－	－	
	⑤抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	－	－	－	－	－	－	
	⑥不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	－	－	－	－	－	－	
	⑦三 月 以 上 延 滞 等	－	－	－	－	－	－	
	⑧出 資 等	－	－	－	－	－	－	
	出資等のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	
	重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	
⑨そ の 他	－	－	－	－	－	－		

（注1）当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

（注2）上記「保証」には、告示（令和18年金融庁告示22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含んでおりません。

（注3）「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項ありません

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

■出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	0	0	0	0
非上場株式等	20	20	20	20
合 計	20	20	20	20

（注）全信組連向けの出資金については、非上場株式等を含めて記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度	令和5年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	0	-

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

自己資本の充実の状況等について（定量的開示事項）

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評価損益	78	34

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
評価損益	-	-

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社株式の評価損益ですが、当組合では該当ありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項ありません

■金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1:金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年3月末 (前期末)	令和6年3月末 (当期末)	令和5年3月末 (前期末)	令和6年3月末 (当期末)
1	上方パラレルシフト	406	384	15	1
2	下方パラレルシフト	0	0	3	2
3	ス テ ィ ー プ 化	324	294		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	406	384	15	2
8	自 己 資 本 の 額	1,077	1,087	1,077	1,087

（注）金利リスクの算定手法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

預金商品ならびに融資商品について

組合員の皆様の多様なニーズにお応えできるよう、各種の預金商品ならびにご融資の商品を取り揃えております。

なお、金利、条件等が変動する場合がありますので、最新の商品のご案内については当組合のホームページをご参照いただくか(<https://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>)、当組合(Tel.023-666-5700)までお問合せください。